

チェコ日本商工会

定 款

序 文

チェコ共和国と日本国（以下：日本）との、二国間の継続的な経済的及び文化的協力の拡大発展の必要性に鑑み、「諸外国との経済関係に関する法律（第42/1980号）」の規定及び改正・附則に基づき、「チェコ日本商工会（以下：商工会）」という名称の商工会の設立を決意した。

第一章 総 則

第1条（名称及び所在地）

（1）商工会は、「諸外国との経済関係に関する法律（第42/1980号）」第49条から第51条の規定及び改正・附則に基づく法人である。

（2）商工会の名称は、以下の通りとする。

（チェコ語） Japonská komora průmyslu a obchodu v České republice

（英語） Japanese Chamber of Commerce and Industry in the Czech Republic

（日本語） チェコ日本商工会（Cheko Nihon Shokokai）

（3）商工会は、本拠を、チェコ共和国プラハ市第6区ミラディ・ホラーコヴェ一通り109/116（郵便番号160 00）番地に置く。

（4）商工会は、チェコ共和国内に支部を設立することができる。

（5）商工会は、チェコの法律に基づく法人格であり、その活動は、チェコ共和国の法規に規制される。

(6) 商工会は、それ自体、利益を目的とした直接的な経済活動を許可されない。また、商工会は、会員に対する間接的な利益配分も、商工会運営のためや基金準備のために拠出された資金や残余金の会員への配分も許可されない。

第2条（事業内容）

商工会活動は、チェコ共和国と日本との二国間の商業及び文化関係の発展に寄与することを目的とする。この目的を達成するために、商工会は、以下の事業を行う。

(1) 以下に関する情報の収集および提供

- ・商業取引の機会に関する情報
- ・商業取引相手に関する情報
- ・商業にかかる法規及び条件に関する情報
- ・商業取引上の商習慣や特別事項

(2) 商業取引上のパートナーの仲介

- ・商業取引上の需要と供給パートナーの仲介斡旋

(3) 二国間経済関係の促進

- ・チェコ共和国内への日系企業及び日本国内へのチェコ企業設立の支援
- ・二国間経済関係の発展を目的とした活動の支援

第二章 収 入

第3条（収入の確保）

(1) 商工会活動に必要な設備の入手及び商工会活動を実施するための経費は、以下の収入を以って、これに当てる。

- ・会費
- ・自発的会費
- ・寄付金

(2) 本収入は、チェコ共和国の法規に準拠して記帳され、商工会総会及びその他の商工会組織の決定に基づき、商工会活動に使用される。

第三章 会員

第4条 (会員)

(1) いかなる個人及び法人も、商工会の活動に資し、商工会の趣意に賛同するものは商工会会員となることができる。

(2) 商工会における会員は、商工会会員名簿に記載された時点から会員となる。役員会は、夫々の入会申請者を審査し、名簿に記載することを決定する。

(3) 商工会会員権は、以下の条件において失効する。

- ・商工会退会の場合；この場合、退会届が書面として役員会に届けられた日に、当該会員権は失効する。

- ・商工会会員権の剥奪；商工会会員権は、以下の理由において、役員会の決定に基づき剥奪される。

- (i.) 商工会会員が、商工会定款の規約に背いた場合、又は、商工会の目的や趣意に反する行為を繰り返し働いた場合、それにより商工会の体面が傷つけられ利益を損なった場合。

- (ii.) 商工会会員が、破産及び清算法（第328/1991号）の規定及び改正・附則の対象となり、又は、破産宣告を受け、会員の如何なる活動条件も修正変更され、それが商工会の目的や趣意に反する場合。

- (iii.) 商工会会員が、その会費を3カ月以上滞納した場合、または、3カ月以上の滞納を通告した場合。

- (iv.) 商工会会員が、商工会役員会の決定に繰り返し従わなかった場合。

- (v.) 商工会会員であるところの個人が、法律で罰せられる行為にかかる有罪判決を受けた場合。

商工会会員権の剥奪は、役員会の決定に対し、会員からの異議申し立てが影響を及ぼさなくなった日より発効する。役員会より会員権剥奪の決定を通告された商工会会員は、総会に対し、その決定に異議申し立てをする権利を有する。当該会員は、役員会の会員権剥奪の決定通告を受領

- してから 7 日以内に、役員会に対し申し立てを行わなければならない。
それ以降の場合、異議申し立ては出来ず、役員会の決定は発効する。
・商工会会員が、清算された場合、清算なしに解散された場合、又は会員
が死亡した場合。

- (4) いかなる理由においても商工会会員権が失効した場合、当該会員は、会費
の部分的乃至は全面的な返納を含む、会員権の失効にかかる一切の請求
権を有さない。
- (5) 商工会会員に対する連絡は、会員名簿に掲載された郵便住所乃至は電子郵
便を使用して連絡する。

第5条（会費）

- (1) 商工会会員は、会費を支払うことにより、商工会活動に対する資金的貢献
を行う。会費の額面は、毎年、役員会が決定し、総会で承認される。
- (2) 総会は、特定の会員に対し、年会費支払の免除を決定することができる。
この判断は、総会の自由な思慮分別に基づいて決定される。

第6条（会員の権利と義務）

- (1) 商工会会員は、すなわち、以下の権利を有する。
- a. 総会に参加し、総会において議決権を行使し、商工会活動に関する意
見を表明し、提案を行う権利
 - b. 商工会予算とその執行に対する意見表明の権利
 - c. 商工会全組織における役職選出権と被選出権
 - d. 役員会の認めるところの、特別に有利な条件下での、商工会の成果物
(セミナー、相談、組織的・技術的な支援等) の利用
- (2) 夫々の会員は、総会において一票の議決権を有する。会費を支払った会員
のみが、この権利を行使することができる。商工会会員権の失効に関する
審議中の会員は、役員会によって議決権を行使できない。
- (3) 商工会会員は、以下の義務を有する。
- a. 会費支払いの義務。

- b. 商工会定款及び総会の決定事項、役員会の決定事項を遵守する義務。
- c. 個人情報保護法に従って、商工会に対し、商工会会員名簿への掲載及び修正に資する情報並びに文書の提出義務。
- d. 商工会会員として入手した、商工会会員に関する商業取引上の秘密を帯びた、いかなる情報や資料も、厳格に部外秘とする義務。

第四章 商工会組織

第7条 (商工会組織)

- (1) 商工会組織は、以下の通り。
 - ・総会
 - ・役員会及び会長
 - ・代表
- (2) 商工会組織における役職は、無報酬である。
- (3) 商工会組織の役職にかかる経費は、現金立替のみ払い戻す。

第8条 (総会)

- (1) 総会は、商工会の最高組織である。総会は、商工会会長によって、少なくとも年に一回招集される。会長は、商工会運営上の必要性に応じ、いつでも臨時会員総会を招集することができる。
- (2) 商工会会員が法人格の場合、その法定代表者が法人代表として総会に出席する。商工会会員が個人の場合、当該個人が総会に出席しなければならない。如何なる会員も、その委任代理に総会への参加及び議決権の行使を委任することが出来る。その委任には、総会での明確な決定があった場合には、書面による委任状が必要とされる。各商工会会員は、夫々、委任代理の決定に責任を有する。商工会会員は、自社のその他の代表者を、総会へ招聘することが出来る。招聘されたその他の代表者は、来賓資格を与えられ、議決権は有さない。総会に参加する商工会職員は、商工会会員でない限り、総会での如何なる議決権も有さない。
- (3) 夫々の会員は、総会に対し、一票の議決権を有す。

(4) 総会員数の三分の一以上の出席をもって、総会は、議案を議決することが出来る。総会において議決が成立しなかった場合、役員会は30日以内に新たな総会を招集し、総会員数の十分の一以上の出席をもって議決する。

(5) 第一回総会は、商業登録が完了してから一ヵ月以内に、商工会設立人によって召集されなければならない。

(6) 総会は、少なくとも総会開催日より7日前に配達された、電子郵便を含む書面の招待状によって招集されなければならない。本招待状には、少なくとも総会の開催日、会場、開始時間及び議事進行予定を含む情報が記載されているべきである。

(7) 総会において、少なくとも一年に一回は、以下の事柄について審議しなければならない。

- (i.) 商工会の年間財務諸表の決定、又は、損失の補填方法の決定
- (ii.) 商工会年間活動計画及び予算案の承認
- (iii.) 役員会の提案による、商工会年会費の金額及び支払期日の承認

議事進行に関するすべての必要資料は、総会時に配布されるべきである。

(8) 上記に規定された権限以外に、以下の事項が、総会において行われる。

- (i.) 商工会会員よりの、直接・公開投票によって、任期一年の役員会役員及び会長を選出又はリコールする。この投票に関する細則は、第9条(2)(ii)に示される商工会規約によって定められる。
- (ii.) 役員会役員よりの、直接・公開投票によって、任期一年の代表を選出又はリコールする。この投票に関する細則は、第9条(2)(ii)に示される商工会規約によって定められる。
- (iii.) 商工会の解散決議
- (iv.) 定款の採択及び修正決議
- (v.) 設立趣意書の修正決議
- (vi.) 商工会支部の設立決議
- (vii.) 本定款によって総会の権限として付与されている他の全ての事柄の決議

(9) 総会は、商工会代表によって議事進行される。代表が不在の場合、会長または任命された役員会役員によって議事進行が代行される。

(10) 総会における決議には、出席者の過半数の賛成票が必要である。

(11) 夫々の総會議事録は、代表の責任において作成・署名される。

第9条（役員会）

(1) 役員会は、商工会の執行機関であり、会長1名、及び5名以上役員から構成される。

(2) 役員会は、すなわち、以下の権限を付与される。

- (i.) 総会の決定事項の執行及び、総会への提案及び意見の提出
- (ii.) 総会に明確に付与されている権限を除く、商工会規約の執行
- (iii.) 新規入会会員の承認、既存会員の会員権の剥奪に関する最終決定
- (iv.) 商工会会員名簿への記載及び、基礎文書としての会員名簿の管理
- (v.) 商工会資産の管理
- (vi.) 商工会予算の入念な編成
- (vii.) 商工会口座の適正な管理運用
- (viii.) 総会での審議のための予算案、財務諸表、他の文書の提出準備
- (ix.) 総会の招集
- (x.) 商工会活動の遂行に必要な全ての措置及び、他の商工会組織に付与された権限を除く全ての活動の執行

(3) 役員会は、会長によって招集され、少なくとも3ヵ月に一回開催される。役員会の議事より、議事録が作成される。

(4) 役員会は、出席者総数の過半数により決議され、過半数に達しない議案は、会長による承認事項とする。

第10条（法定代表者）

商工会の法定代表者は、代表である。代表は、総会を招集し、その議事進行を行い、本定款に定める他の職務又は総会の議決に基づいた会務を執行する。代表は、印刷又は手書きされた商工会という名称乃至は役職名に対し、彼乃至は彼女の署名を自ら記すことにおいて、商工会を代表し、職務を遂行する。価値が総額

500,000 チェコ・コルナ以上の適法行為、商工会財産に関する質権や留置権、商工会不動産に関する契約や商工会の貸借契約又は債権契約締結の場合、代表は、会長と共に、商工会代表者として署名する。代表は、自署した委任状をもってのみ職権を会長に委嘱することができる。

第五章 管理

第11条（管理規定）

- (1) 商工会は、本定款第二章に定めるところの自身の財産を管理する。
- (2) 商工会は、役員会によって準備され、総会において承認された予算案に基づき管理運営される。
- (3) 曆年の財務諸表は、遅くとも毎年3月末までに、総会において審議されなければならない。
- (4) 課税後の財務結果は、
 - (i.) 配当しない収入として残す。
 - (ii.) 積立資金の創設又は増額用途に使用する。
- (5) 財務欠損金は、以下の通り補填する。
 - (i.) 積立資金より補填する。
 - (ii.) 商工会の、直近の配当しない収入から補填する。
 - (iii.) 商工会会員からの追加支払いから補填する。
- (6) 財務欠損金の補填方法は、総会において決定する。
- (7) 商工会の全般的な管理は、一般的な関連法規に準拠する。役員会は、商工会の運営一般、監査の実施、予算案の編成、税の支払い義務に責任を持つ。
- (8) 商工会会員は、自発的に、規定された会費よりも多い金額を支払期日以前に支払うことができる。
- (9) 役員会は、すべての必要な商工会活動を円滑に遂行するための、更なる特別な措置を、商工会の他の組織の措置に干渉しない限り、取ることができる。

第六章 解散及び清算

第12条（商工会の解散及び清算）

- (1) 清算を含む商工会の解散及び清算人の決定は、総会で決定されるべきである。
- (2) 商工会を解散する場合、すべての債権者による債権の取立及び債務の弁済が完了した後の残余資産の配分方法について、総会において決定する。
- (3) 商工会の清算及び残余資産の引渡しは、一般的な関連法規に準拠する。
- (4) 商業登記より抹消された時点で、商工会の解散は完了する。

第七章 最終規定

第13条（最終規定）

- (1) 本定款の改正は、商工会総会においてのみ、改正される。
- (2) 本定款は、チェコ語版及び、日本語版、英語版が作成される。いかなる相違も、チェコ語版の規定が優先される。
- (3) 本定款は、チェコ産業貿易省による「諸外国との経済関係に関する法律（第42/1980号）」第49条及び「チェコ共和国における外国政府組織及び関連機関の設立に関する法律（第2/1969号）」の規定及び改正・附則に基づき有効とされる。本定款は、「諸外国との経済関係に関する法律（第42/1980号）」第51条の規定に基づく商業登記の完了日より発効する。
- (4) 本定款は、2008年1月24日付の設立趣意書の不可分な一部である。

2008年 1月24日、プラハにて。

2010年 6月25日、第1条(3)、第5条(2)、第6条(2)、第8条(1)、第8条(2)、第8条(8)(i)、第8条(8)(ii)、第9条(1)、第10条変更。

2014年 8月29日、第9条(1)変更。

2017年 3月31日、序文、第3条(1)、第4条(5)、第8条(7)変更。